

環生第 184-7 号
令和2年 11 月 26 日

東京都港区元赤坂一丁目1番7号
明日パワー2合同会社
職務執行者 野坂 照光 様

静岡県知事 川勝 平太



(仮称)南伊豆太陽光第2発電所に係る第2種事業
の判定について (通知)

静岡県環境影響評価条例第8条第1項の規定により、貴社から令和2年9月24日付けで届出のあった(仮称)南伊豆太陽光第2発電所について、貴社の弁明を踏まえ、同条第3項の規定に基づく判定を行ったところ、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認められるので、同項第1号の規定により下記のとおり通知します。

なお、今回の判定に当たり、静岡県環境影響評価技術指針に規定する第2種事業の判定基準(以下「判定基準」という。)のうち、「1(2)ウ」の要件の一部への該当性については、別紙3の「弁明に対する県の見解」欄に記載のとおり、「相当程度の影響を及ぼすおそれはない」としております。しかしながら、令和2年10月14日付けで、貴社から本県自然保護課に提出された「賀茂郡南伊豆町手石におけるソーラー事業計画に伴うRDB掲載種調査中間報告書」によると、新たな希少動植物が生息、生育している旨の記載があることから、これらの動植物の生息、生育環境に影響が及ぶことがないよう、保全措置を含め事業計画を検討いただくようお願いいたします。

また、今回の判定では特に触れておりませんが、事業実施予定区域の周辺にある青野川河口には、地域で保全活動がされている日本最北のマングローブ群落があり、本事業の実施に伴い発生する濁水等がこの群落に及ぼす悪影響を、また、本事業の実施が弓ヶ浜や周辺の宿泊施設等からの景観に及ぼす悪影響を懸念する声が寄せられています。このことから、事業の実施に当たっては、これらの懸念にも十分配慮していただきますようお願いいたします。

記

1 判定結果

この条例の規定による環境影響評価その他の手続を行う必要がある。

2 判定理由

「南伊豆太陽光第2発電所」の設置は、判定基準(別添参照)の「1(2)ウ」に該当するため。(詳細な理由は別紙のとおり)

<教示>

- ・ この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、静岡県知事に対し審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は審査請求することはできません。(行政不服審査法第18条)
- ・ 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、静岡県を被告として(訴訟において静岡県を代表する者は静岡県知事となる)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取り消しの訴えを提起することはできません。(行政事件訴訟法第14条)

担 当 暮らし・環境部環境局生活環境課
電話番号 054-221-2268
E-mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp

判定基準の該当項目「1(2)ウ」について

存在する施設、地域その他の対象	自然度の高い植生の地域（シイ・カシ萌芽林）
環境要素	動物・植物・生態系

弁明の機会 の付与 通知書に おける 判定理由	<p>現存自然植生図（文献）によると事業実施区域の大部分は【自然度が高い植生の地域】とされる植生自然度8に該当するシイ・カシ萌芽林の存在が明らかであり、開発によるこれらの森林の大規模な伐採は、そこに生育、生息する植物、動物とそれらの生態系に相当程度の影響を及ぼすおそれがある。</p>
弁明	<p>自然度の高い植生の地域とされている「シイ・カシ萌芽林」は、薪炭林として人為的な維持管理で成立する生態系であるものの、現在は管理放棄により荒廃した状態であるため、事業者が適正な維持管理を行うことで、里山環境を復元・維持し、生物多様性を向上できると考えています。</p>
弁明に対する 県の 見解	<p>事業者は、「シイ・カシ萌芽林」の存在を認めつつ、人の管理がされなくなり荒廃した状態であることから、今後の適正な管理により、生物多様性の向上を図る旨の弁明をしている。</p> <p>環境省の植生自然度調査で示されている植生自然度は、「人間の手のつけ具合」を示す指標とされており、地域を代表する植生であり、極相林となる「シイ・カシ」の森林が人為の影響を受けずに残置されている現地の植生は、十分に自然度の高いものであると考える。また、事業者は、現地を「荒廃した状態」と述べているが、現在は自然の遷移に委ねられている状態であり、この状態を「荒廃」と断定することはできない。</p> <p>開発により残置される森林を適正に管理してもらうことは環境保全上望ましいことであるが、事業者からは、県が述べた「シイ・カシ」が伐採されること、及び伐採による動物、植物及び生態系への影響は明確に示されていない。</p> <p>シイ・カシ林などの自然林や二次林は、環境省によると全国でも減少傾向にあると推察されており、このような貴重な森林の保全と開発の両立のため、環境影響評価手続において、地域住民や専門家から意見を聴き、環境の保全に配慮した事業の実施を図っていくべきと考える。</p> <p>事業者の弁明は、県が示した理由への十分な反論となっていないことから、「自然度の高い植生の地域に相当程度の影響を及ぼすおそれはない。」とはいえないと判断する。</p>
弁明を踏 まえた 判定理由	<p>弁明の機会 の付与通知書 における判定理由 のとおり</p>

判定基準の該当項目「1(2)ウ」について

存在する施設、地域その他の対象	藻場
環境要素	動物・植物・生態系

弁明の機会 の付与 通知書に おける 判定理由	<p>環境省環境影響評価データベース（EADAS）によると事業実施区域の下流の小稲湾には藻場が存在することが明らかであり、大規模な造成工事に伴う濁水等の発生は、藻場の生育に相当程度の影響を及ぼすおそれがあり、さらには生態系に影響を及ぼすおそれがある。</p>
弁明	<p>工事及び供用後に、土砂の流出により藻場への影響がないよう、既存調整池の浚渫、及び調整池上流への沈砂池設置、法面緑化など、万全の汚濁防止対策を行います。</p>
弁明に対する 県の 見解	<p>事業者は弁明において、「藻場」の存在を認め、濁水が藻場に及ぼす影響についても認めていることから、県の判定は妥当であると考えます。</p> <p>弁明において、事業者は、調整池の浚渫等の汚濁防止対策について述べているが、これらの対策は汚濁防止というよりも、人の生活に対する水害の防止や災害の防止のために実施されるものであり、藻場や水生生物に影響を及ぼす汚濁への対策として十分なものは、弁明からは評価できない。</p> <p>多くの水生生物の生活を支え、産卵や幼魚に生育の場を提供するなどの場となっている「藻場」は、水産庁によると減少傾向であるとされており、開発が及ぼす影響は回避、低減されるべきものである。このように、「藻場」は、環境の保全の見地から重要な場所であることから、事業者の保全対策は、環境影響評価手続において、専門家からの意見を聴いた上で検討されるべきものであると考えます。</p> <p>事業者の弁明は、県が示した理由への十分な反論となっていないことから、「藻場に相当程度の影響を及ぼすおそれはない。」とはいえないと判断する。</p>
弁明を踏 まえた 判定理由	<p>弁明の機会 の付与通知書 における判定理由 のとおり</p>

判定基準の該当項目「1(2)ウ」について

存在する施設、地域その他の対象	野生生物の重要な生息地若しくは生育地
環境要素	動物・植物・生態系

弁明の機会 の付与 通知書に おける 判定理由	<p>事業者が自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定の締結のために行った現地調査では、絶滅危惧ⅠA類のコガタノゲンゴロウや絶滅危惧Ⅱ類のナツエビネ、コシアカツバメ、ハチクマ、サシバ、ハヤブサが確認されており、森林の伐採及び造成工事がこれらの動物、植物の生息、生育環境に相当程度の影響及ぼすおそれがある。</p>
弁明	<p>野生生物の重要な生息地若しくは生育地に関しては、静岡県自然保護課と綿密な打合せ・指導の下、コガタノゲンゴロウ生息代替地の整備を進めています。ナツエビネは、適正な樹林地管理により生育環境を保全します。一般鳥類及び猛禽類は事業地及び周辺において飛翔が確認されましたが、採餌行動、繁殖行動や営巣木が確認されていないことから、事業の影響は軽微であると考えられます。</p>
弁明に対する 県の見解	<p>事業者は弁明書に添付された「事業内容に関する補足説明資料」において、コガタノゲンゴロウについては、本年の「3回の調査ではいずれも本種は確認されていません。」と述べている。静岡県レッドデータブックによると、過去に県内で発見された個体について、「偶然的に飛来したものと推測される」との見解が示されており、事業者の弁明とも一致していることから、事業実施区域内で生息、繁殖している可能性は低く、対象の存在が明らかとはいえない。</p> <p>林内で発見されたナツエビネは、事業者が自然保護課の指導を受け保全措置を検討していることから、生育環境に相当程度の影響があるとはいえない。</p> <p>鳥類については、事業実施区域及びその周辺での飛翔が確認されたのみであり、事業実施区域内での営巣は確認されていないことから、対象の存在が明らかとはいえない。</p> <p>このため、現在示されている計画のとおり事業や保全措置が実施されるのであれば、「森林の伐採及び造成工事がこれらの動物、植物の生息、生育環境に相当程度の影響及ぼすおそれはない。」と判断する。</p>
弁明を踏 まえた 判定理由	<p>弁明に理由があると認め、判定基準の「1(2)ウ」には該当しないと判定する。(理由は「弁明に対する県の見解」のとおり)</p>

判定基準の該当項目「1(2)エ」について

存在する施設、地域その他の対象	弓ヶ浜
環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場、景観

弁明の機会 の付与 通知書に おける 判定理由	事業実施区域の周囲には、人と自然との触れ合いの活動の場であり、日本の渚100選、日本の白砂青松100選、快水浴場百選に選定されている弓ヶ浜が存在しており、多くの利用者が訪れることから、森林の伐採や稜線の改変及び太陽光パネルの設置による景観の変化は、活動の場としての利用に相当程度の影響を及ぼすおそれがある。
弁明	弓ヶ浜からの景観への影響は、景観シミュレーションにより影響がない計画を行っております。
弁明に対する 県の 見解	事業者の弁明における景観シミュレーションの結果では、人と自然との触れ合いの活動の場である「弓ヶ浜」からは、事業実施区域の稜線は視認されるものの、太陽光パネルや造成法面等は視認されない位置を選定していることが示された。 このため、現在示されている計画のとおり事業が実施されるのであれば、「事業の実施による景観の変化は、「弓ヶ浜」の人と自然との触れ合いの活動の場としての利用に相当程度の影響を及ぼすおそれはない。」と判断する。
弁明を踏 まえた 判定理由	弁明に理由があると認め、判定基準の「1(2)エ」には該当しないと判定する。(理由は「弁明に対する県の見解」のとおり)

判定基準の該当項目「1(3)エ」について

存在する施設、地域その他の対象	富士箱根伊豆国立公園第2種特別地域(自然公園法)
環境要素	景観

弁明の機会 の付与 通知書に おける 判定理由	事業実施区域の周囲には、富士箱根伊豆国立公園第2種特別地域が存在しており、事業実施区域と一体となった景観は、弓ヶ浜やその周辺の宿泊施設、青野川や国県町道及びその周辺の集落から視認されることから、事業実施区域の森林伐採や稜線の改変及び太陽光パネルの設置は、国立公園と一体として視認される景観に相当程度の影響を及ぼすおそれがある。
弁明	富士箱根伊豆国立公園第2種特別地域への景観への影響は、景観シミュレーションにより影響がない計画を行っております。
弁明に対する 県の 見解	事業者の弁明における景観シミュレーションの結果では、事業実施区域の周囲にある富士箱根伊豆国立公園第2種特別地域及び事業実施区域の稜線は視認されるものの、太陽光パネルや造成法面等は視認されない位置を選定していることが示された。 このため、現在示されている計画のとおり事業が実施されるのであれば、「森林の伐採や太陽光パネルの設置は、国立公園と一体として視認される景観に相当程度の影響を及ぼすおそれはない。」と判断する。
弁明を踏 まえた 判定理由	弁明に理由があると認め、判定基準の「1(3)エ」には該当しないと判定する。(理由は「弁明に対する県の見解」のとおり)

（第1章～第2章 略）

第3章 静岡県環境影響評価条例施行規則第6条の規定に基づく第2種事業の判定基準

施行規則第6条の規定に基づく第2種事業の判定基準は、次のとおりとする。

- 1 第2種事業に係る条例第8条第3項（同条第5項及び第28条第2項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該**第2種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。**
 - (1) 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれ大きいこと。
 - (2) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該**第2種事業を実施しようとする区域又はその周囲に次に掲げる施設、地域その他の対象**（以下この項において「対象」という。）が存在し、又は**存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第2種事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。**
 - ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい水域
 - イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域
 - ウ **自然度が高い植生の地域、藻場、干潟、さんご群集、その他人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど影響を受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地**
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象
 - (3) 当該第2種事業を実施しようとする区域又はその周囲に次に掲げる環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第2種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。
 - ア 大気汚染防止法第5条の2第1項に規定する指定地域
 - イ 水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する指定水域又は指定地域
 - ウ 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第1項の規定により指定された指定湖沼又は同条第2項の規定により指定された指定地域
 - エ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国定公園又は静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）第5条第1項の規定により指定された静岡県立自然公園の区域
 - オ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域又は静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）第10条第1項の規定により指定された静岡県自然環境保全地域
 - カ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域

- キ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により設定された鳥獣保護区の区域
 - ク 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1の規定により指定された湿地の区域
 - ケ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により指定された名勝(庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然環境と一体をなしていると判断されるものに限る。)又は天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。)
 - コ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域
 - サ アからコまでに掲げるもののほか、環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの
- (4) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第2種事業を実施しようとする区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第2種事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
- ア 環境基準であって、大気汚染(光化学オキシダントに関するものを除く。)、水質汚濁(大腸菌群数に関するものを除く。)又は騒音に係るものが確保されていない地域
 - イ 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第17条第1項の限度を超えている地域
 - ウ 振動規制法(昭和51年法律第64号)第16条第1項の限度を超えている地域
 - エ 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域
- 2 第2種事業が1の(1)から(4)までに掲げる要件のいずれにも該当しない場合において、当該第2種事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、次のいずれかに該当することとなるときは、前項の規定にかかわらず、当該第2種事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。
- (1) 当該第2種事業の規模及び当該同種の事業の規模の合計が施行規則別表第1の第1種事業の要件のうち事業の規模に係るものに該当することとなるとき。
 - (2) 当該第2種事業及び当該同種の事業が総体として1の(2)から(4)までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるとき。